

令和8年度埼玉県公立学校学習者用端末共同調達（iPad・購入）質問に対する回答

No	資料名	ページ等	質問内容	回答内容
1	一般競争入札公告	1 2 再度入札	一般競争入札公告の1 2再度入札（2）に「再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における価格が下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある」と記載がある一方で、1 3不調には、「予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、入札は不調とする。」とあります。随意契約へ移行する場合と、不調になる場合の判断基準についてご教示ください。	12再度入札（2）における見積書の提出をもって予定価格の範囲内となった場合は随意契約に移行し、範囲外であれば不調となります。
2	仕様書	4 納入条件	(5) 納品後1年の保証について、対象はタブレット本体のみとの認識でっておりますでしょうか。	落札業者が配備（納品するもの：端末、その周辺機器等）について、以下の条件が適応されます。 ※令和8年度埼玉県公立学校学習者用端末共同調達（iPad・購入）仕様書 4 納入条件 (5)
3	仕様書	4 納入条件	(6) 機器一覧表の製造番号は、iPad本体のみでよろしいでしょうか。	落札業者にて配備を行った全ての製品に係る情報を「機器製品一覧」にご記載ください。 なお、記載する範囲については、該当自治体と随意契約される際に、ご協議ください。
4	仕様書	4 納入条件	提出が必要となる機器一覧表は、端末（iPad）の機器一覧表等の提出を想定した認識でよろしいでしょうか。	落札業者にて配備を行った全ての製品に係る情報を「機器製品一覧」にご記載ください。 なお、記載する範囲については、該当自治体と随意契約される際に、ご協議ください。
5	仕様書	5 数量、納入場所、納入期限	納入場所について、各自治体から変更要望があった場合、協議により決定する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、契約にあたっては、落札業者と該当自治体は、開札条件のまま契約を締結していただきます。
6	仕様書	6 契約	検収方法について、各自治体との協議により決定する認識でよろしいでしょうか。また、県への報告・提出要否についてご教示ください。	検収方法については、該当自治体の規則等に準じて行っていただくこととなりますので、随意契約の際にご確認ください。 また、購入での公告のため、落札業者からの事務局へ納入に関する報告・提出は想定しておりません。
7	別紙3_数量・納入条件一覧		朝霞市にて、朝霞市立第一中学校に納入とありますが、11,712台の台数を保管できかつ施錠可能な部屋があるという認識でっておりますでしょうか。	納品可能である旨、伺っています。

No	資料名	ページ等	質問内容	回答内容
8	別紙3 数量・納入条件一覧		<p>世界情勢等の影響や、議会後の正式契約締結の時期によっては、納期が変動する可能性がございます。可能な限り別紙3記載の納入期限に沿って対応いたしますが、実際の納入時期につきましては、自治体様と協議のうえ調整させていただいてもよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書には「実際の納入日は、契約締結後に各参加自治体と協議の上、決定すること。特に納入にあたって、設置については、各参加自治体にスケジュール表を事前に提出の上、日程を調整すること。」と記載されています。</p> <p>納入事業者が関与できない不可避な事象が発生した場合には、各参加自治体と協議の上、納入期限の調整をしてください。</p> <p>ただし、契約時には開札時の条件のまま契約していただかないと、補助対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>なお、契約後に当事者同士で納入期日を変更する必要が生じた際には、事務局までご連絡ください。</p>